

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

官本指第48号
平成29年1月24日
宮城県警察本部長

道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準及び事務処理要領の制定について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条第2項の規定による自動車の使用制限については、「道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準について（通達）」（平成18年5月22日付け宮本交企第859号）によって運用してきたところであるが、所管事務の見直し等により、この度、別添のとおり道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準及び事務処理要領を制定したので、事務処理上誤りのないようにされた。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) これまで交通部交通企画課において行っていた道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限に係る事務を交通部交通指導課が行うことを明記した。
- (2) 新たに事務処理要領について整備した。

2 施行期日

平成29年2月1日

別添

道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準及び事務処理要領

第1 趣旨

この細目基準及び事務処理要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条第2項及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第26条の6の規定による自動車の使用制限を行う場合における処分量定の細目基準及び事務処理要領を定めるものとする。

第2 用語の意義等

1 用語の意義

この細目基準等において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 下命・容認に係る使用制限

法第75条第2項の規定に基づき、宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が自動車の使用者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

(2) 処分対象行為

令第26条の6に規定する下命・容認に係る使用制限の処分基準に該当する自動車の使用者等の違反行為をいう。

(3) 処分事情

令第26条の6第2号の表の下欄2及び3に掲げる事情をいう。

(4) 処分前歴

自動車の使用者が、当該自動車の使用の本拠において使用する自動車の運転について、過去1年以内に、下命・容認に係る使用制限、法第75条の2第1項に規定する指示に係る使用制限（以下「指示に係る使用制限」という。）又は法第75条の2第2項に規定する納付命令に係る使用制限（以下「納付命令に係る使用制限」という。）を受けたことをいう。

(5) 使用者等

自動車の使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者をいう。

(6) 自動車運送事業者等

道路運送法（昭和26年法律第183号）で定める自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）で定める第二種貨物利用運送事業を営業者をいう。

2 期間の計算等

(1) 下命・容認に係る使用制限の処分期間

下命・容認に係る使用制限の処分期間は、当該処分が行われた日から起算し、期間の末日の終了をもって満了とする。

(2) 期間の計算

令第26条の6第2号の表の下欄2の過去1年以内の期間の計算は処分対象行為をした日を起算日として、同欄1の過去1年以内の期間の計算はその処分期間の始期が過去1年以内にあるものについて計算することとし、いずれも1年間は、365日とする。

3 聴聞手続の実施

下命・容認に係る使用制限を実施する際は、法第75条第4項から第8項までの規定に基づき、聴聞の手続を執ること。

4 下命・容認に係る使用制限の対象自動車

下命・容認に係る使用制限の対象となる自動車は、使用者等が使用する自動車であり、かつ、処分対象行為に用いられた自動車である。

したがって、違反行為に用いられた自動車が滅失した場合、当該自動車の使用者が変更された場合等は、下命・容認に係る使用制限は行うことができない。

5 処分が競合する場合等

(1) 下命・容認に係る使用制限の要件と指示に係る使用制限又は納付命令に係る使用制限の要件が競合する場合

同一の自動車に係る同一の違反行為について、下命・容認に係る使用制限の要件と指示に係る使用制限又は納付命令に係る使用制限の要件を同時に満たすときは、軽減前の量定が最も重いこととなる要件に従って処分するものとする。

(2) 処分中に当該処分に係る違反行為が行われた場合

下命・容認に係る使用制限、指示に係る使用制限又は納付命令に係る使用制限の期間中であるにもかかわらず、当該処分に係る自動車の使用者等が当該処分に係る自動車を運転者に運転させ、当該運転者が当該処分に係る違反行為をし、下命・容認に係る使用制限、指示に係る使用制限又は納付命令に係る使用制限の要件を満たすこととなった場合には、これらの違法行為による処分は、当初の使用制限の期間が満了した後に執行するものとする。

第3 下命・容認に係る使用制限の処分量定の細目基準

1 処分量定の基準

令第26条の6に規定する下命・容認に係る使用制限の処分基準に該当することとなった自動車の使用者等に対する使用制限の処分期間の量定については、処分対象行為及び処分事情ごとに、その内容に応じてそれぞれの点数を付し、その合計点数を基礎として行うものとする。

2 処分対象行為に付する基礎点数等

(1) 処分対象行為に付する基礎点数

処分対象行為に付する基礎点数は、それぞれ別表第1に掲げるとおりとする。

(2) 処分事情に付する点数

ア 処分事情のうち、令第26条の6第2号の表の下欄2に掲げる事情については、自動車の運転者が下命又は容認行為に係る違反行為を行った場合にのみ別表第1に掲げる点数を付するものとする。

イ 処分事情のうち、令第26条の6第2号の表の下欄3に掲げる事情については、別表第2に掲げる点数を付するものとする。

(3) 使用者等の違反行為の数え方

処分事情のうち、令第26条の6第2号の表の下欄2に掲げる使用者等の違反行為については、法第75条第1項各号に係る刑事処分にかかわらず、行政処分として使用者等の下命又は容認ごとに1回として数えるものとする。

なお、処分事情としての使用者等の違反行為を数える場合には、これに点数を付するか否かの観点を離れて評価すべきであり、使用者等が運転者に対して下命又は容認行為を行った事実があれば足り、必ずしも運転者が下命又は容認に係る行為を行うことを要しない。

具体的な違反行為の数え方については、次のとおりとする。

ア 使用者等が、同時に複数の運転者に対して下命又は容認行為を行った場合には、当該運転者ごとの違反行為として数えるものとする。

イ 運転者に対して数回にわたる違反行為を一度の機会に下命した場合には、1回の違反行為として数え、その後、運転者が下命に係る違反行為を継続し、それを使用者等が容認した場合には、その容認行為が行われるごとに1回として数えるものとする。

なお、運転者が下命に基づいて同一日に数回にわたる違反行為を行った場合には、時間、運行経路等に特段の事情がない限り、1回の違反行為として数えるものとする。

ウ 運転者に対して異なる複数の違反行為を同時に下命又は容認した場合には、当該違反行為ごとに1回の違反行為として数えるものとする。

3 処分量定の方法

(1) 点数計算の方法

処分量定の基準とする点数の計算の方法は、前記2に従い、処分対象行為及び処分事情ごとに付された点数を合計するものとする。

(2) 処分期間の量定

処分期間の量定は、前記(1)の合計点数及び処分前歴の回数に応じて行うものとし、その基準は別表第3に掲げるとおりとする。

4 処分量定に当たっての留意事項

(1) 令で定める基準との関係

前記3の方法により処分量定を行った結果、処分期間が令第26条の6に規定する処分期間の上限を超える場合には、その上限をもって処分期間とすること。

(2) 処分の軽減等

ア 処分事情のうち、令第26条の6第2号の表の下欄2に掲げる事情についての点数の付与は、自動車の運転者の違反行為が現認されなかったものについては、処分対象行為が行われた日を起算日として過去1月以内に運転者の違反行為が行われたもののみについて行うものとする。

- イ 処分前歴がなく、かつ、法令違反のみに係る事案については、次に掲げる範囲内で処分量定を行うものとする。
- (ア) 自動車1台あたりの処分期間は、令第26条の6に規定する処分期間の上限の2分の1を超えないものとする。
- (イ) 1事業所における処分台数は、当該処分時における稼働台数の20パーセント以下とする。ただし、稼働台数が10台未満の場合は、1台とする。
- ウ 次に掲げる事情がある場合であって、事業所における安全運転管理に顕著な改善があると認められるときは、処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を軽減することができる。
- なお、この軽減を行う場合にあっては、違反行為の内容及び被処分者の危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で処分を軽減すること。また、同一条件にある被処分者に対して不公平な取扱いにならないこと等について配慮すること。
- (ア) 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生じるおそれがあると認められる場合
- (イ) 処分前歴がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため事業活動に著しい支障を生じるおそれがあると認められる場合
- (ウ) その他情状酌量すべき事情がある場合

(3) 処分事情に係る運転者

処分事情として評価される下命又は容認行為に係る自動車又は自動車の運転者は、当該下命・容認に係る使用制限に係る自動車又は自動車の運転者であることを要しない。

第4 事務処理要領

1 処分対象行為等の通報の受理

交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は、処分対象行為及び自動車の使用制限命令の基準に該当する自動車（以下「基準該当車」という。）の通報を宮城県警察機動警ら隊、宮城県警察鉄道警察隊、宮城県警察交通機動隊及び宮城県警察高速道路交通警察隊並びに警察署から受理するものとする。

2 使用制限基準該当性の確認

(1) 関係書類等による確認

交通指導課長は、前記1の通報に係る関係書類等により、下命・容認行為の事実及び使用制限基準の該当性について確認するものとする。

(2) 基準該当車の現状確認

交通指導課長は、基準該当車の使用者、使用の本拠の位置等の変更の有無について、自動車登録ファイル等で確認するものとする。

3 車両使用制限命令事案報告書の作成

(1) 交通指導課長は、基準該当車であると確認し、さらに、宮城県内に使用の本拠があると確認された場合は、使用制限命令の手続を行うため、車両使用制限命令事案報告書（別記様式第1号）を作成し、公安委員会に報告するものとする。

る。

なお、使用の本拠が他の都道府県に移転している場合は、当該都道府県警察に事案を移送するものとする。

(2) 前記(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、使用制限命令の手続を行わないものとする。

ア 当該基準該当車が滅失している場合

イ 自動車の使用者が変更されている場合

4 処分量定

交通指導課長は、前記第3に規定する基準に基づき審査し、処分の量定を行うものとする。

5 東北運輸局長からの意見聴取等

(1) 交通指導課長は、使用制限命令を行う場合において、当該命令に係る自動車の使用者が自動車運送事業者等であるときは、自動車の使用制限に関する意見照会書（別記様式第2号）により、宮城運輸支局を經由して東北運輸局長の意見を聴取するものとする。

(2) 使用制限命令を行った場合は、その旨を通知書（別記様式第3号）により、東北運輸局長に通知するものとする。

6 聴聞手続

聴聞は、法第75条第5項から第8項までの規定並びに行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等規則」という。）の定めるところによるほか、次によるものとする。

(1) 聴聞の主宰者

聴聞の主宰者は、警部以上の階級にある警察官の中から交通部長が選考した者とし、公安委員会の指名を受けるものとする。

(2) 聴聞の通知、公示等

ア 聴聞等規則第8条の聴聞通知書（以下「聴聞通知書」という。）の発出は、処分取消事由の該当の有無等の確認後に行うものとする。

イ 交通指導課長は、聴聞通知書を送付又は交付したときは、受領書（別記様式第4号）を徴すること。

ウ 聴聞の期日及び場所の公示は、別記様式第5号により行うものとする。

なお、使用制限命令を受ける対象となる自動車の使用者の所在が判明しない場合において、聴聞の通知を行政手続法第15条第3項に規定する方法によって行うときは、当該通知を公示と兼ねて行うこと。この場合において、当該公示は、別記様式第6号により行うものとする。

7 処分決定

(1) 処分事情等の再確認

交通指導課長は、処分の量定について公安委員会の決定を受ける場合は、その前日までに、当該処分の基礎となった処分事情等について再確認するものと

する。

(2) 聴聞後に使用の本拠の位置が他の都道府県に移転された場合の取扱い

聴聞後、処分決定前に、処分の対象となる自動車（以下「処分対象車両」という。）の使用の本拠の位置が他の都道府県に移転された場合は、当該都道府県警察に対して、車両使用制限命令事案報告書の写し、処分量定に関する意見について記載した書類その他関係書類とともに事案を送付するものとする。

8 処分執行

(1) 処分執行者

処分の執行は、処分対象車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長が行うものとする。

(2) 処分執行要領

ア 交通指導課長は、公安委員会が処分を決定した事案について、車両の使用制限書（宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）様式第23号）を作成するものとする。

なお、使用制限命令は非要式行為であるから、使用制限命令の効力については、車両の使用制限書の受領の有無は影響しない。

イ 交通指導課長は、処分対象車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に対し、車両の使用制限書及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の15の標章（以下「運転禁止標章」という。）を送付するものとする。

ウ 車両の使用制限書及び運転禁止標章の送付を受けた警察署長は、被処分者に対して、車両の使用制限書を交付するとともに、当該処分対象車両の前面の見やすい箇所に運転禁止標章を貼り付けるものとする。

エ 処分を執行した警察署長は、車両使用制限処分執行報告書（別記様式第7号）を作成し、公安委員会に報告するものとする。

オ 交通指導課長は、処分の決定後から処分の執行までの間に、処分対象車両の使用の本拠の位置が他の都道府県警察の管轄区域内に変更された場合は、当該都道府県警察に対し、車両使用制限処分執行依頼書（別記様式第8号）に車両の使用制限書、運転禁止標章その他関係書類を添付して送付し、処分の執行を依頼するものとする。

カ 交通指導課長は、他の都道府県警察から処分の執行依頼を受けた場合には、速やかに処分を執行するとともに、その結果を、前記エに準じて、当該都道府県警察に連絡するものとする。

キ 処分を執行した事案の関係書類は、処分年月日順に整理し、当該処分を執行した警察署において処分の日から3年間保存するものとする。

なお、処分の決定後、被処分者が所在不明等のために処分が未執行となっている事案については、処分決定の順に整理保管すること。

(3) 処分執行時の留意事項

ア 被処分者等の立会い

処分の執行は、被処分者又はこれに代わるべき代理人（以下「被処分者等」という。）の立会いを得て行うことを原則とする。

なお、被処分者が法人の場合は、必ずしも法人の代表者を立ち合わせることを要しないが、処分対象車両の属する営業所の長等処分対象車両の運行について責任を有する者を立ち合わせること。

イ 被処分者等が立会い等を拒否する場合等の取扱い

被処分者等が、処分の執行への立会いを拒否し、車両の使用制限書の受領を拒否するなどの場合は、極力、被処分者等を説得して処分を執行するものとし、被処分者等があくまでも処分の執行に応じない場合は、車両の使用制限書を被処分者の自宅郵便受けに投函するなど、社会通念上、車両の使用制限書が被処分者の支配下に入ったと認められる状態にした上で、処分対象車両に運転禁止標章を貼り付け、処分を執行するものとする。

この場合において、次の事項に留意すること。

- (ア) 処分対象車両が被処分者の自宅駐車場等自動車の運行を制限しても違法かつ迷惑にならない場所に所在している時に、処分を執行すること。
- (イ) 被処分者等に対し、自動車に運転禁止標章を貼り付ける場合は、その旨を口頭で告げること。
- (ウ) 被処分者等に対し使用制限期間中に当該自動車を運行し、又は運転禁止標章を取り除いた場合は、それぞれの罰則により処罰の対象となることを口頭で告げること。
- (エ) 処分を執行した状況については、確実に記録しておくこと。

9 運転禁止標章の除去

(1) 運転禁止標章の除去申請の受理等

運転禁止標章の除去申請の受理及び除去に関する事務については、当該申請に係る自動車の使用の本拠の位置等を管轄する警察署長が行い、除去した運転禁止標章は、当該関係書類とともに保管するものとする。

(2) 命令違反事件の積極的な検挙

処分対象車両の使用制限期間中に走行が現認された場合において、処分執行時と比較して走行距離数に変化がみられる等の命令違反に該当するときは、現行犯逮捕等の措置も含め、積極的に捜査し、検挙の措置を講じること。

なお、命令違反の主体となるのは、被処分者である自動車の使用者であるが、法第123条の規定により、当該自動車の使用者の代理人その他の従業員が、当該自動車の使用者の業務に関して処分対象車両を運転し、又は運転させた場合は、その行為者も処罰対象となることに留意すること。

(3) 処分期間終了時の運転禁止標章の除去等

処分を執行する際に処分対象車両に貼り付けた運転禁止標章は、処分期間終了時に処分を執行した警察署長が、担当職員に取り除かせることを原則とし、除去した運転禁止標章は、関係書類とともに保管するものとする。ただし、被処分者が十分に反省していると認められ、処分期間終了後に被処分者自身に運

転禁止標章を取り除かせても、当該被処分者が命令を遵守すると見込まれる場合は、当該被処分者自身に運転禁止標章を取り除かせることとしても差し支えないものとする。この場合において、警察署長は、被処分者から除去した当該運転禁止標章の提出を受け、関係書類とともに保管すること。

なお、処分期間終了前に運転禁止標章が破損され、又は取り除かれた場合は、法第75条第11項違反として捜査し、検挙の措置を講じること。

別表第1

処分対象行為及び処分事情の違反行為に付する点数

区 分		点 数
酒 酔 い 運 転		36点
麻 薬 等 運 転		36点
無 免 許 運 転		26点
無 資 格 運 転		16点
酒 気 帯 び 運 転		16点
過 労 運 転 等		16点
速 度 超 過		6点
放 置 駐 車 違 反		6点
積載物重量制限 超 過	10割以上	6点
	5割以上10割未満	4点
	5割未満	2点
積 載 物 大 き さ 制 限 超 過		2点
積 載 方 法 制 限 超 過		2点

備考 1 「酒酔い運転」とは、法第65条第1項の規定に違反して酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。）で運転する行為の下命又は容認行為をいう。

2 「麻薬等運転」とは、法第66条第1項の規定に違反して麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261条）第32条の2に規定する物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為の下命又は容認行為をいう。

- 3 「無免許運転」とは、法第64条の規定に違反する行為の下命又は容認行為をいう。
- 4 「無資格運転」とは、法第85条第5項から第9項までの規定に違反する行為の下命又は容認行為をいう。
- 5 「酒気帯び運転」とは、法第65条第1項の規定に違反して、身体に令第44条の3に規定する程度以上にアルコールを保有する状態で運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 6 「過労運転等」とは、法第66条の規定に違反する行為の下命又は容認行為をいう（前記2に規定する行為を除く。）。
- 7 「速度超過」とは、法第22条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を超える速度で運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 8 「放置駐車違反」とは、法第44条、第45条第1項若しくは第2項、第47条第2項若しくは第3項、第48条、第49条の2又は第75条の8第1項の規定に違反する行為のうち、車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するもの又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為の下命又は容認行為をいう。
- 9 「積載物重量制限超過」とは、法第57条第1項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える積載をして運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 10 「積載物大きさ制限超過」とは、法第57条第1項の規定に違反して積載物の大きさの制限を超える積載をして運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 11 「積載方法制限超過」とは、法第57条第1項の規定に違反して積載物の積載の方法の制限を超える積載をして運転する行為の下命又は容認行為をいう。

別表第2

交通事故に付する点数

交通事故の種別	点 数
死 亡 事 故	40点
傷害事故のうち、当該傷害事故に係る負傷者の治療期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	30点
傷害事故のうち、当該傷害事故に係る負傷者の治療期間が30日以上3月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	20点
傷害事故のうち、当該傷害事故に係る負傷者の治療期間が30日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	10点

- 備考
- 1 「死亡事故」とは、人の死亡の原因となった交通事故をいう。
 - 2 「傷害事故」とは、他人を傷つける原因となった交通事故をいう。
 - 3 「負傷者の治療期間」は、負傷者の数が二人以上である場合にあっては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間とする。
 - 4 「後遺障害」とは、負傷者の負傷が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成14年国家公安委員会規則第14号）第1条又は第2条に規定する程度のものをいう。

別表第3

点数	区分	前歴なし	前歴1回	前歴2回	前歴3回 以上
6～10点			20日	40日	60日
11～15点		10日	30日	50日	70日
16～20点		20日	40日	60日	80日
21～25点		30日	50日	70日	90日
26～30点		40日	60日	80日	100日
31～35点		50日	70日	90日	110日
36～40点		60日	80日	100日	120日
41～45点		70日	90日	110日	130日
46～50点		80日	100日	120日	140日
51～55点		90日	110日	130日	150日
56～60点		100日	120日	140日	160日
61～65点		110日	130日	150日	170日
66点以上		120日	140日	160日	180日

宮本指第 号

車両使用制限命令事案報告書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

宮城県警察本部交通部交通指導課長

次の者は、道路交通法第75条第2項に規定に基づく処分事案に該当すると認められるので報告する。

使用者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
使用者の住所	
車両の番号標の番号	
事案の内容 〔当該使用制限基準に該当することとなった処分事情・処分前歴等の状況を記載〕	

処 理 結 果				
使用制限該当 等通報年月日	該当通報	年 月 日		
	中止通報	年 月 日		
処分対象行為等の 関係書類の確認				
該当車両、使用者等 の現状確認				
処分量定	日間	免除	年 月 日	
運輸支局の意見	照会書発出	年 月 日		
	照会先			
	意見			
聴聞の主宰者	所属	階級等	氏名	
聴聞通知年月日	年 月 日 (発出した日)			
聴聞公示年月日	年 月 日 (掲示した日)			
代理人・参加人・ 補佐人の出頭等				
聴聞期日・ 場所変更				
文書閲覧請求				
聴聞期日	年 月 日			
聴聞出席者				
陳述書、証拠書 類等の提出・還付				
聴聞続行・再開				
聴聞調書等 閲覧請求				
取消事由の確認	確認日	年 月 日	取消事由の有無	有・無
処分決定年月日	年 月 日			
決定日数	日間			
処分執行年月日	年 月 日			
運転禁止期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
処分執行者	所属	階級等	氏名	
使用制限命 令違反等				
処分執行依頼	依頼日	年 月 日		
	依頼先			
標章除去申請				
備 考				

宮公委第 号

自動車の使用制限に関する意見照会書

年 月 日

東北運輸局長 殿

宮城県公安委員会 印

下記のとおり、道路交通法第75条第2項の規定に基づき、自動車の使用制限の処分を行う予定であるので、意見があれば、年 月 日までに、文書をもって回答願います。

なお、期日までに回答がない場合には、意見がないものとして取り扱います。

記

1 対象者
事業所名

所在地

代表者氏名

2 処分理由等
別紙のとおり。

取扱者の氏名及び電話番号	
--------------	--

別紙

処分の理由		
処分の年月日(予定)	年 月 日	
処分の期間(予定)	日 間	
処分に係る車両	登録(車両)番号	
	使用の種別	
その他参考事項		

宮公委第 号

通 知 書

年 月 日

東 北 運 輸 局 長 殿

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

年 月 日 付 け

号で回答があった件について、

下記のとおり措置を行ったので通知します。

記

1 対象者
事業所名

所在地

代表者氏名

2 措置内容

3 その他

取扱者の氏名及び電話番号	
--------------	--

受 領 書

年 月 日付け 第 号

による「車両の使用制限命令に関する聴聞通知書」1通を確かに受領いたしました。

年 月 日

住 所

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

印

出席の有無 有 ・ 無

宮 城 県 公 安 委 員 会 殿

別記様式第5号

宮城県公安委員会告示第 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条第2項の規定による車両の使用制限命令について、同条第4項の規定に基づく公開による聴聞を行うので同条第5項の規定に基づき、次のとおり公示する。

年 月 日

宮城県公安委員会委員長

1 聴聞の期日 年 月 日 時 分開始

2 聴聞の場所

3 当事者 住所
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

別記様式第6号

宮城県公安委員会告示第 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条第2項の規定による車両の使用制限命令について、同条第4項の規定に基づく公開による聴聞を行うので同条第5項の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、当事者の所在が不明のため行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第3項の規定により当事者に対する通知は、この公示をもって代える。

年 月 日

宮城県公安委員会委員長

1 聴聞の期日 年 月 日 時 分開始

2 聴聞の場所

3 当事者 住所
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

5 その他

聴聞に関する事項を記載した書面は、当事者から請求があればいつでもこれを交付する。

宮 第 号

車両使用制限処分執行報告書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

警察署長 印

車両の使用制限書の交付日時	年 月 日 時 分
車両の使用制限書の交付場所	
被交付者の住所及び氏名	
標章を貼付した車両の番号標の番号	
処分執行した警察職員の官職及び氏名	
備 考 〔 処分執行の際における特異動向等について記入する。 〕	

宮公委第 号

車両使用制限処分執行依頼書

年 月 日

公安委員会 殿

宮城県公安委員会 印

次の者に対する車両の使用制限命令に関する処分の執行を依頼します。

使用制限書番号		第 号
被 処 分 者	車両の使用者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所	
	車両の番号標の番号	
執行依頼の理由		
添付資料		<input type="checkbox"/> 使用制限書 通 <input type="checkbox"/> 標 章 通 <input type="checkbox"/> その他（ ）